

任意売却に関する申出書

記入日	令和 年 月 日
氏名 住所 (携帯)電話番号	実印※
氏名 住所 (携帯)電話番号	実印※

私（債務者又は連帯保証人）は、独立行政法人住宅金融支援機構等※（以下「機構」といいます。）に対する残債務の支払が困難になったので、当該債務に係る担保物件を売却することとし、売却代金を機構への支払に充てることを申し出ます。したがって、全額繰上償還請求をまだ機構が行っていない場合には、期限の利益を放棄※します。

売却代金によって残債務を完済できないことも考えられますが、破産申立てを行わない場合には、残債務について可能な範囲で弁済することを機構と協議させていただきます。

なお、任意売却に当たっては、機構の任意売却パンフレット等に定められた内容を理解し、住宅をできるだけ良い状態にして広く買い手を探すよう心掛け、少しでも高値で売却するよう努力いたしますので、残債務を完済できない場合には、延滞損害金減額の相談に応じていただくようあらかじめお願いします。

私（担保提供者）も、担保提供した物件の売却に同意します。

併せて、私達は下記の事項についても同意します。

記

1 任意売却を仲介する業者について以下のとおり申出します。（次の(1)又は(2)に○印）

(1) 次の仲介業者に決定しました。	
「任意売却パンフレット」の内容を了解した上で、これに定める手続に従って、お客さまの売買の仲介を誠意を持って担当します。	
業者名	業者印
連絡先 〒	
住所	
電話番号 ()	担当者名
(2) 後日決定します。	

2 担保物件の仲介を行う（希望する）業者に対して、機構が任意売却に必要な私の個人情報（氏名、連絡先、残債務額等）及び物件情報を提供すること、機構が仲介業者から売却情報の提供を受けること並びに機構が関係権利者に残債務額等の確認を行うことに同意します。

3 任意売却が成立する見込みがないと機構が判断する場合、機構により不動産競売の申立てが行われることのあることを承諾します。

4 私は、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員ではないことを確約します。これらに該当することが判明した場合は、任意売却を中止し、機構により不動産競売の申立てが行われることを承諾します。

5 債権証書の返還の前後にかかわらず、機構の債権が残存する限り、担保物件に係る特約火災保険が付保されている場合は、機構が解約して私の残債務に充当すること並びに機構以外の保険金請求権に係る質権者が存在する場合には、充当の額及び方法について機構の指定に従うことについて同意します（破産若しくは民事再生の開始決定が出ている場合又はそれらの手続について弁護士又は司法書士に委任している場合を除きます。）。

※ 独立行政法人住宅金融支援機構等（本文中の「機構」）の説明

お客さまが独立行政法人住宅金融支援機構を通じて独立行政法人福祉医療機構から借入れをしている場合には、独立行政法人福祉医療機構を含みます。

※ 印は実印を押印願います。ただし、申出書作成時に実印が無い場合は、仲介業者との媒介契約書に押印するものと同一の印を押印願います。

※ 借入申込日が平成29年10月1日以後のフラット35（買取型）を利用し新機構団信（「新3大疾病付機構団信」を含む。）に加入している場合には、期限の利益の喪失が債務弁済充当約款の解約事由に該当することから、全額繰上償還請求期限日をもって保障が終了（団信脱退）となります。